

平成28年度いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業募集要項

1 事業の概要

県産材（石川県内で生育する立木から生産された丸太をいう。）を原料として使用した木製品を公共施設等の広く県民の目にふれる場所へ設置した団体に対し支援します。

2 補助事業者

公共施設等の所有者又は管理主体、地域住民の組織する団体等。

3 補助率、募集团体数

(1) 補助率

知事が認める実施経費の10/10以内（募集総額2,000千円。）

(2) 募集团体数

予算の範囲内での採択件数となります。

4 交付の対象と認める補助金の科目

以下の科目が補助の対象となります。

科 目	内 容
賃金	専門的技術を伴う作業の実施に必要な技能者等を雇用するための経費（補助金の交付決定を受けた事業主体が属する団体の構成員に支払う賃金は対象外とする）
需用費	消耗品費（事業実施に必要な事務用品及び簡易な機材の購入費）、燃料費（自家用車の燃料費は対象外とする）、印刷製本費等 ※食糧費（飲み物代、食べ物代）は補助の対象外とする
使用料及び賃借料	会議室、トラック（貨客兼用自動車を含む）、事業用機械器具等の借料
原材料費	材料費等（木材については県産材であることを証明できるものに限る）
委託費	製作等の委託
工事請負費	木製品の設置工事等

5 応募方法

(1) 応募方法

受付期間内に活動を実施する市町を管轄する下記の農林総合事務所森林部に持参または郵送して下さい。

農林総合事務所	管轄市町	住所	電話番号
南加賀農林総合事務所 （森林部）	小松市、加賀市、 能美市、川北町	小松市園町ハ108 -1	0761-23-1717
石川農林総合事務所 （森林部）	白山市、野々市市	白山市鶴来本町4 丁目75	076-272-1171
県央農林総合事務所 （森林部）	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町	金沢市戸水町2-3 0	076-204-2103
中能登農林総合事務所 （森林部）	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水 町、中能登町	七尾市小島町二 部33	0767-52-6600
奥能登農林総合事務所 （森林部）	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町	輪島市三井町洲 衛10部11番1	0768-26-2329

(2) 受付期間

平成28年5月10日（火）から平成28年6月15日（水）まで。

郵送の場合は平成28年6月15日（水）までの消印を有効とします。持参の場合は、受付期間内の9時～17時（ただし、土日祝日を除く。）の間に提出してください。

(3) 提出書類

- ① 事業計画承認申請書（いしかわ森林環境基金事業補助金実施要領、以下「要領」という）及び事業計画書、収支予算書（いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱、以下「要綱」という。）
- ② 木製品の設置予定箇所の位置図・現況写真、設置しようとする木製品の概要図、団体等の概要のわかる書類（規約または会則および会員等の構成がわかる名簿等、施設年間利用者数）、木製品の維持管理計画書（事業実施主体と設置箇所の管理主体が異なる場合は、木製品の設置に関する承諾書等）

※様式は、いしかわ森林環境税のホームページからダウンロードできます。

提出された応募申請書は審査以外には使用しません。

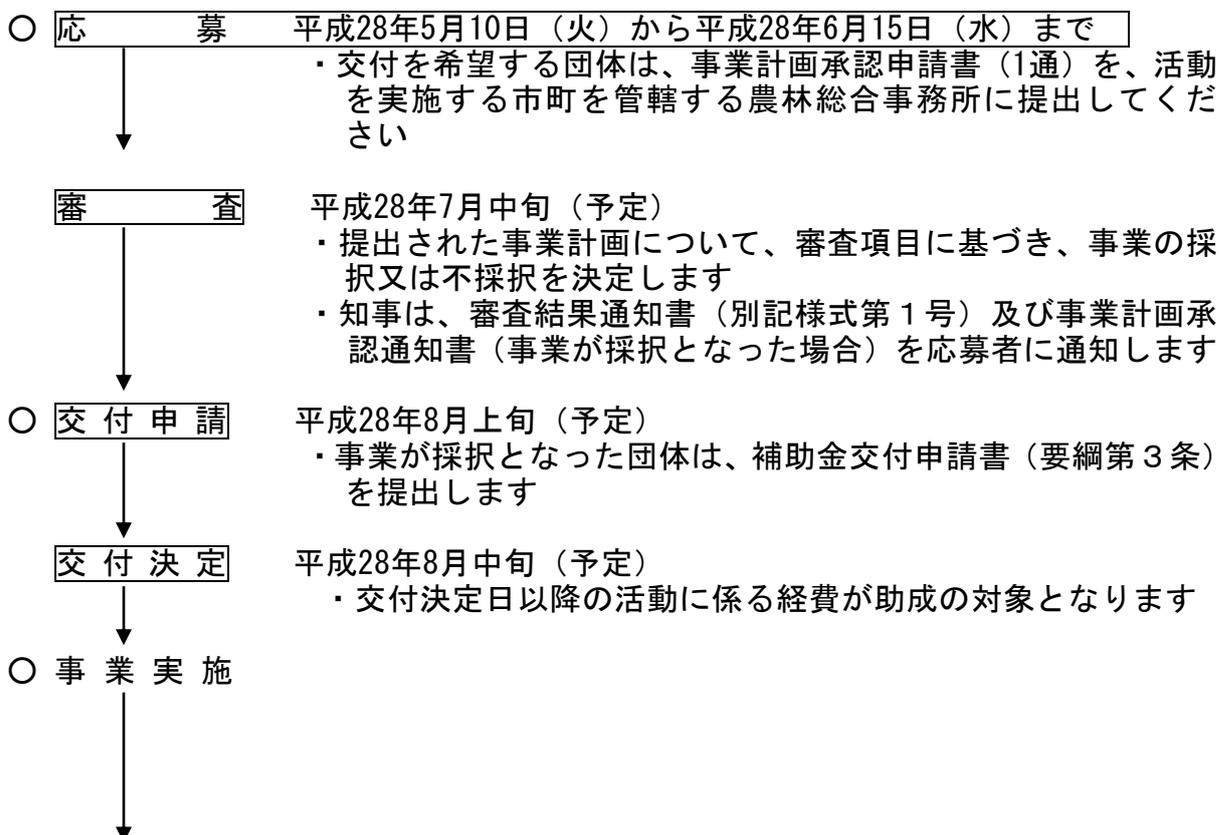
6 審査

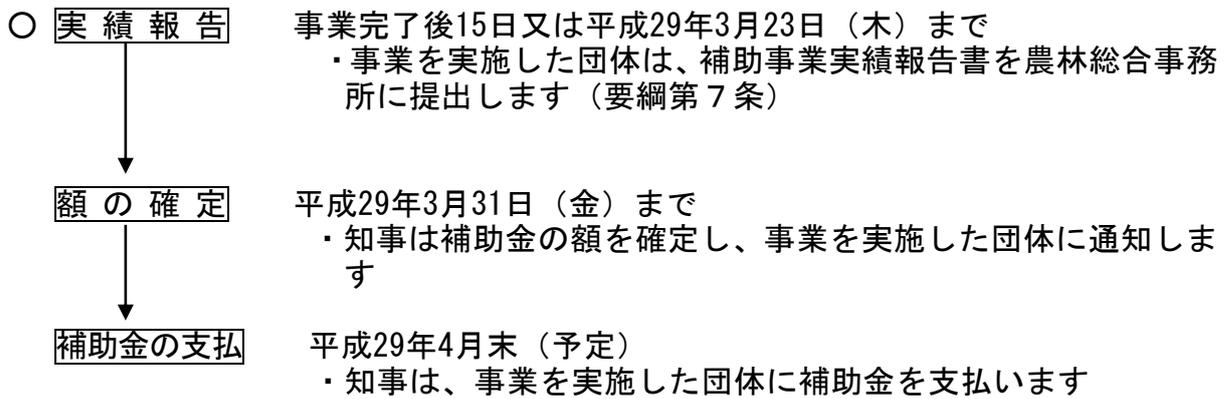
事業計画書等の内容を次の審査項目に基づいて審査し、事業の採択を決定します。

審査項目

- 事業の目標：いしかわ森林環境基金事業、いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業の趣旨に合致しているか
- 事業の実現性：活動を行うための能力の有無等、実現可能な計画であるか
- 事業の公益性：事業の内容が地域・県民のためになるか
- 投資効果：最小の経費で最大の効果が発揮できるか
- 維持管理計画：事業実施後における設置木製品の維持管理計画が明確であるか
- 事業名の明示：木製品への文字入れ箇所、文字の大きさ、文言が適当であるか
- 施設年間利用者数：広く県民の目にふれるか

7 応募から補助金の支払いまでの流れ





（事業を実施する団体に行っていただく手続きには○がついています）

8 補助金の交付申請

事業が採択となった団体は、要綱に基づき、補助金の交付申請の手続きを行ってください。

また、補助金交付決定の後、補助金の交付決定を受けた者の請求により、補助金の概算払いを受けることができます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、次の（1）から（5）に掲げた事項を遵守して事業を実施してください。

- （1） 交付決定を受けた後、別に定める範囲を超える補助金額の変更または補助対象経費の区分ごとの経費の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （2） 交付決定を受けた後、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （3） 補助事業を完了した場合は、完了した日から起算して15日を経過した日、又は平成29年3月23日（木）のいずれか早い日までに実績報告書を農林総合事務所に提出すること。その際、使用した木材の県産材証明書の写しを添付すること。（活動の実績等について、県森林管理課のホームページ等で公表いたします。）
- （4） 補助事業に係る収入支出の帳簿および証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- （5） 補助事業の対象となる事業を行う場合には、いしかわ森林環境税による助成を受けた旨を、作成・設置した木製品に明示すること。
例：「いしかわ森林環境税」を活用した県産材のベンチです。

付 則

この要項は、平成24年8月31日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年6月14日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月22日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年4月23日から施行する。

付 則

この要項は、平成28年4月21日から施行する。

殿

石川県知事

平成 年度いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業審査結果通知書

平成 年 月 日付けで貴団体より申請のあった平成 年度いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業については、事業が〔採択〕となりましたので通知します。
〔不採択〕